

健康保険改正のポイント（適用：2025 年 10 月 1 日～）

健康保険の被扶養者認定

ー 19 歳以上 23 歳未満の収入要件が 10 月から 150 万円に拡大

2025 年 10 月 1 日以降、健康保険の被扶養者認定において 19 歳以上 23 歳未満の方（配偶者を除く）の年間収入要件が「130 万円未満」から「150 万円未満」に緩和されます。

改正のポイント

1. 年収要件の変更

【現行】 年間収入 130 万円未満

【改正後】 年間収入 150 万円未満

【対象】 2025 年 10 月 1 日以降に扶養認定を受ける 19 歳以上 23 歳未満（配偶者を除く）の親族

※収入要件以外（生計維持・同居など）の基準に変更はありません。

2. 年齢要件の判定方法

判定基準：扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢

例：2025 年 11 月に 19 歳の誕生日を迎える場合 → 2025 年は「19 歳以上」として扱われ、年収 150 万円未満が基準になります。

3. 遡及認定の扱い

2025 年 10 月 1 日より前の期間について認定を受ける場合は、従来どおり「年収 130 万円未満」で判定されます。

Q & A

Q1. 配偶者は対象になりますか？

A1. 対象外です。

今回の改正は 19 歳以上 23 歳未満の親族等（配偶者を除く）が対象となります。

なお、事実婚を含む配偶者も対象外です。

Q2. 学生であることは要件になりますか？

A2. 学生である必要はありません。年齢と収入要件のみで判定します。

Q3. 年齢はいつの時点で判定しますか？

A3. 扶養認定日が属する年の 12 月 31 日時点の年齢で判定します。

社会保険の適用拡大

短時間労働者に対する厚生年金・健康保険（社会保険）の加入要件が以下のように変更されます。

改正のポイント

1. 賃金要件の撤廃

【現行】 月額賃金 8.8 万円以上（年収 106 万円相当）」が適用要件

【改正後】 上記【現行】要件の撤廃。

※撤廃時期は、「3 年以内の政令で定める日」とされています。

ただし、最低賃金の上昇幅では早まる可能性もあります。

2. 企業の規模要件

社会保険の適用対象となる企業の「常勤の従業員数」に関する要件も段階的に引き下げられ、最終的に撤廃となります。

施行時期	従業員の規模要件（常勤）
2027 年 10 月	35 人超
2029 年 10 月	20 人超
2032 年 10 月	10 人超
2035 年 10 月	撤廃（規模要件なし）

※常時従業員数＝フルタイムの従業員＋週所定労働時間・所定労働日数がフルタイムの 3/4 以上のパート従業員

変更点まとめ

☑ 3 年以内に 1.賃金要件が撤廃、並行して 2.企業の規模要件も段階的に緩和→撤廃されていきます。

☑ 2035 年 10 月には「週 20 時間以上の労働」かつ「学生ではない」のみが適用要件になります。

よって、2035 年以降は「週 20 時間以上の契約で働く学生」以外のすべての労働者が社会保険に加入対象となる見込みです。